

湯沢市ふるさと特産品募集要領

令和5年7月7日

湯沢市ふるさと特産品募集要領の全部を改正する。

(趣旨)

第1条 この要領は、湯沢市ふるさと納税推進事業実施要綱(平成27年度湯沢市告示第100号。以下「要綱」という。)に基き、寄附者へ贈呈するふるさと特産品の募集について必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要領における用語の意義は、要綱において使用する例による。

(申請要件)

第3条 ふるさと特産品の登録申請が可能な事業者は、次の各号に掲げる要件を全て満たすものとする。

- (1) 市内に本社(本店)、支社(支店)、事業所または工場のいずれかを有する法人、団体または個人事業者であること。
- (2) 市税の滞納が無いこと。
- (3) 湯沢市暴力団排除条例(平成24年条例第2号)第2条に規定する暴力団の構成員又は暴力団に協力し、若しくは関与する等これに関わりを持つものでないこと。

(特産品登録要件)

第4条 ふるさと特産品は、総務省が定める基準に加えて、次の各号に掲げる要件を全て満たすものとする。

- (1) 湯沢市内で生産もしくは、製造、加工、栽培されている、または実施できるサービスであること。
- (2) 安定供給が見込める商品又はサービスであること。農産物など収穫時期等の事情により期間限定・数量限定で供給可能なものも含む。
- (3) 食品の場合は、特産品が寄附者等に到着してから一定期間の賞味期限が保障されるもの。ただし、生鮮食品についてはこの限りではないが、寄附者に適切に届けられるものであること。
- (4) サービスの場合は、チケット等の発行日からの有効期限が概ね1年間以内であること。
- (5) 全国に発送が可能であること。
- (6) 受注した日から、概ね2週間以内に発送できるもの。ただし、受注生産や季節等により発送できる時期が限定されるものは除く。

(登録申請の受付と期間)

第5条 登録申請の受付は、随時行う。

- 2 2月から9月を通常期間(以下、「通常期間」という。)とし、10月から1月を繁忙期間(以下、「繁忙期間」という。)とする。

(登録申請方法)

第6条 ふるさと特産品の登録申請を希望するものは、次に掲げる書類(以下「登録申請書類」という。)を提出すること。

- (1) 湯沢市ふるさと特産品登録申請書(様式第1号)
- (2) 湯沢市ふるさと特産品登録申請にかかる特産品紹介(様式第2号)

- 2 前項の規定にかかわらず、市長は前項の書類により確認できる事項を電子申請によって確認することができるときは、当該書類の提出を省略させることができる。

(登録決定)

第7条 市は、前条の申請があったときは、提出された書類に記載の内容が第3条の要件を全て満たしているかを審査し、適合している場合は、ふるさと特産品登録事業者(以下、「登録事業者」という。)として認定し、適合していない場合は、別途連絡する。

- 2 市は、前条の申請があったときは、提出された書類に記載の内容が第4条の要件をすべて満たしているかを審査し、適合している場合は、ふるさと特産品をふるさと納税各種ポータルサイトへ掲載を行う。適合していない場合は、別途連絡する。なお、登録申請からふるさと納税各種ポータルサイトへの掲載に係る期間については、通常期間は速やかに、繁忙期間は一定の期間を要するものとする。

(寄附金額)

第8条 登録されたふるさと特産品に対する寄附金額は、次の各号の要件を満たすよう、市が決定する。

- (1) ふるさと特産品の調達価格は寄附金額の3割以下とする。なお、調達価格には、発送に必要な梱包費を含むが、送料は含まない。
- (2) ふるさと特産品の経費総額(調達価格・送料・事務費・広告費等)は、寄附金額の5割以下とする。
- (3) 登録されたふるさと特産品に対する寄附金額は、5千円以上で千円区切りとする。

(ふるさと特産品の見直し改善)

第9条 随時、ふるさと特産品ごとの寄附実績等を市で評価し、必要に応じて登録

事業者に見直し改善の連絡を行う。連絡を受けた登録事業者は速やかに対応するものとする。

(登録更新)

第10条 ふるさと特産品の登録更新を希望する登録事業者は、次の号に掲げる書類を提出すること。

- (1) 湯沢市ふるさと特産品登録更新申請書（様式第3号）
- (2) 必要に応じて、湯沢市ふるさと特産品登録申請にかかる特産品紹介（様式第2号）

2 前項の規定にかかわらず、市長は前項の書類により確認できる事項を電子申請によって確認することができるときは、当該書類の提出を省略させることができる。

(登録解除)

第11条 次の各号に該当する場合には、ふるさと特産品の登録を解除する。

- (1) 登録事業者が、湯沢市ふるさと特産品登録解除申請書（様式第4号）により登録解除を申し出たとき。
- (2) 第3条及び第4条に掲げる要件等を満たさなくなったとき。

(登録事項の変更)

第12条 ふるさと特産品の内容について登録申請書類の記載事項に変更があった場合は、次に掲げる書類を提出すること。

- (1) 湯沢市ふるさと特産品変更申請書（様式第5号）
- (2) 必要に応じて、湯沢市ふるさと特産品登録申請にかかる特産品紹介（様式第2号）

2 前項の規定にかかわらず、市長は前項の書類により確認できる事項を電子申請によって確認することができるときは、当該書類の提出を省略させることができる。

(その他)

第13条 ふるさと特産品の品質及びクレーム対応、見直し改善の要請等について、市の意向に従わないときは、事業者の承諾を得ず、ふるさと特産品の登録や登録事業者の認定を解除することができる。この場合には、市は事業者への損害や逸失利益等への補償は行わない。

2 登録事業者は、次の各号について留意すること。

- (1) ふるさと特産品の品質等に関して不備や不具合があった場合は、すみやかに対応し解決すること。なお、品質等に対する保証内容や商品又はサービスに対

するクレームについて、市は一切の責任を負わない。

(2) ふるさと特産品を申請する際は、食品衛生法などの関係法令を順守すること。

(3) 損害賠償が発生した場合は、責任を持って対応すること。

(4) 個人情報の取扱いについて、個人情報保護法及び湯沢市個人情報保護条例、湯沢市情報セキュリティポリシーの定めるところにより適正に管理するとともに、ふるさと特産品の送付以外の目的で使用しないこと。

3 この要領に定めのあるもののうち、市長が特に必要と認めるときは、この限りではない。

附 則

この要領は、平成 28 年 11 月 15 日から施行する。

附 則

この要領は、平成 29 年 5 月 19 日から施行する。

附 則

この要領は、平成 29 年 5 月 19 日から施行する。

附 則

この要領は、平成 30 年 2 月 22 日から施行する。

附 則

この要領は、平成 30 年 10 月 15 日から施行する。

附 則

この要領は、令和 3 年 7 月 5 日から施行する。

附 則

この要領は、令和 4 年 10 月 11 日から施行する。

附 則

この要領は、令和 5 年 7 月 7 日から施行する。